

# 日本国とフランス共和国の高等教育機関における履修継続のための履修、学位及び単位の相互認証に関する協定

国立大学協会（JANU）並びにフランス大学長会議（CPU）及びフランス技師学校長会議（CDEFI）（以下「両当事者」と称する）は、日本の関連法令及びフランス教育法典を踏まえて、日仏両国の高等教育分野における交流を推進するため、互恵の精神に基づき、学生の相手国の高等教育課程への入学、編入、学位の相互認証及び単位の相互認証に関して、以下の事項について合意する。

## 第1章 総則

### 第1条：目的等

本協定の目的は、相手国の高等教育機関における履修継続を容易にするため、履修、学位及び学生が取得した単位の相互認証の条件について定めることにある。

医学、歯学、薬学及び獣医学の課程は本協定の対象とはならない。

今後、いずれかの国の高等教育制度の変化に応じて、協定改正により新たな分野を対象に含めることができる。

本協定は、両国の現行の教育に関する法令を遵守し、かつ、フランス及び日本の高等教育機関の自律性の原則に基づいて適用される。本協定は、各高等教育機関がそれぞれの教育課程について、これまでの学習履歴や必要とされる能力などを入学要件として定めることを妨げるものではない。

### 第2条：対象高等教育機関

本協定の対象となる高等教育機関は以下のとおりとする。

#### 【日本側当事者】

国立大学協会に属する大学

#### 【フランス側当事者】

CPU又はCDEFIに属する高等教育機関

本協定の対象となる日本及びフランスの教育機関の一覧は、附属文書1に記載する。

## 第2章 両国の学位の制度及び履修の仕組み

### 第3条：両国の教育制度の概要

両国の学位の制度については、附属文書2に記載する。

## 第3章 協定国の高等教育課程の各種課程への入学及び編入

### 第4条：協定国の高等教育課程への入学又は編入のために必要とされる条件

#### 1. 学士課程及び Licence 課程への入学

・日本の大学の学士課程の第1学年への出願資格を満たす学生は、フランスの大学の Licence 課程の第1学年に入学を願い出る資格を有する。

・フランスのバカロレア又は同等の資格を有する学生は、書類審査の上、日本の大学の学士課程の第1学年に入学する資格を有する。

・日本の大学の学士課程の第4学年への編入

Licence 学位を有する学生は、書類審査の上、同じ専攻領域における日本の大学の学士課程の第4学年に編入する資格を有する。

上記以外の教育課程への編入については、各教育機関が、学生が取得した学位及び単位を考慮して、編入を認める学年を決定する。

#### 2. 修士課程及び Master 課程への入学

・日本の学士号を有する学生は、書類審査の上、同じ専攻領域におけるフランスの大学の Master 課程の第1学年に入学する資格を有する。

優秀な学生については、場合によっては、その学生の優秀さの程度に応じて特別措置を講じることができ、書類審査の上、Master 課程の第2学年に編入させることができる。

・フランスの Licence 学位を有し、Master 課程の第1学年を修了した学生は、書類審査の上、同じ専攻領域における日本の大学の修士課程の第1学年に入学する資格を有する。

Licence 学位を有する優秀な学生については、場合によっては、その学生の優秀さの程度に応じて特別措置を講じることができ、書類審査の上、修士課程に入学させることができる。

教育課程の途中における編入については、各教育機関が、学生が取得した学位

及び単位並びに研究業績を考慮して、編入を認める学年を決定する。

### 3. 技師学校の教育課程への入学

・日本の大学の学士課程の第1学年への出願資格を満たす学生は、技師学校の準備課程の第1学年に入学を願い出る資格を有する。

学士号を有する学生は、書類審査の上、技師学校の技師課程の第2学年に編入することができる。

教育課程の途中における編入については、各教育機関が、学生が取得した学位及び単位を考慮して、編入を認める学年を決定する。

### 4. 博士課程及び Doctorat 課程への入学

・日本の修士号を有する学生は、書類審査の上、同じ専攻領域におけるフランスの大学の Doctorat 課程に入学する資格を有する。

・フランスの Master 学位を有する学生は、書類審査の上、同じ専攻領域における日本の大学の博士課程に入学する資格を有する。

博士論文の共同指導の枠組みにおいては、当事者である機関がそれぞれの学生受け入れの基準を相互に確認するものとする。

## 第5条：単位制度の認証

単位の認証は、各高等教育機関の判断により、単位取得に要する学修時間を踏まえ、日本の高等教育機関において付与される1単位と欧州単位互換制度（ECTS）により付与される1.5-2単位がおおよそ相当するとの基準に基づいて行うものとする。

## 第4章 実施細目

### 第6条：情報交換

両当事者は、本協定の履行に関し、必要に応じ、各々の国の高等教育制度の変化について、相互に情報交換するものとする。

### 第7条：有効期間及び改定・廃止手続き

本協定は調印後ただちに発効し、有効期間は8年間とする。両当事者間の対話を促進するため、2年ごとにフォローアップ委員会を開催する。本協定は、両当事者の合意により、更新及び改正することができる。また、両当事者は、有効期間の終了時において、本協定の成果について評価を実施するものとする。

両当事者はいつでも本協定の破棄を通告することができ、いずれかの当事者からの通

知から6か月経過後に本協定は失効するものとする。ただし、それは本協定に基づき履修している途中の学生の地位に何ら影響を及ぼさない。

本協定書は日本語及びフランス語で各3部作成し、それぞれを正本とする。

2014年5月5日

国立大学協会会長  
松本 紘

フランス大学長会議議長  
Jean-Loup Salzmann

フランス技師学校長会議議長  
Christian Lermينياux